

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
総合出張管理システムのASP使用及び保守管理	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.3.1	(株)JTBコーポレートソリューションズ 東京都品川区大崎1-6-1	当該システムの開発には長期間を要し、24年度の入替えを計画していないため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	37,233,000	非公表	-	職員等が出張する際に必要な旅費に係る一連の業務システムで公募により導入したものであり、本件はそのライセンス使用及び保守契約である。当該システムは、既製品を当所仕様で改修し利便性を高め運用しているもので、システム開発には長期間を要するものであり、継続性の観点から当該システムの入替えの計画がないため。	19	
小田急仙台ビル(「東北サテライト」事務室)賃貸借	契約担当職 東北研究業務推進室長 富樫 猛 (宮城県仙台市宮城野区苦竹4-2-1)	H23.3.1	小田急不動産(株)ビル事業部仙台支店 宮城県仙台市若林区新寺1-2-26	当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	4,167,444	非公表	-	東北センターが(独)中小企業基盤整備機構と共同で、技術開発から事業化に至るまでの幅広い相談についてワンストップで対応する窓口として開設したオフィスの借り上げである。前年度と同様のサービスを提供するために継続的に使用することが必要不可欠であるため。	5	
昭和ビル賃貸借	契約担当職 北海道研究業務推進室長 根本 輝利 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H23.3.1	(株)昭和ビル 北海道札幌市中央区大通西5-8	当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	11,927,223	非公表	-	北海道における産学官連携の総合窓口として平成16年に開設した「R&Bパーク札幌大通サテライト」のオフィス借り上げであり、立地的及び継続的な観点から当該オフィスを借り上げる必要があるため。	5	
文献情報検索システム(Reaxys)	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.3.7	エルゼビア・インフォメーション・システムズ ゲー・エム・ペー・ハー Theodor-Heuss-Allee 108 60486 Frankfurt, Germany	再販価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	11,314,522	非公表	-	Reaxysは、有機化学研究のためのハンドブック、無機化学研究のハンドブック、特許からの化合物/反応データを統合した電子データを、簡単かつ効率的に検索できるプラットフォームである。当該システムは、Elsevier Information Systems GmbHが作成、直接販売しており、他業者を経由しての販売はしていないことから、競争を許さないため。	10	
つくばWAN回線提供サービス	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.3.22	(財)国際科学振興財団 茨城県つくば市赤塚字牛ヶ淵586-9	本件は筑波研究学園都市の研究機関(研究所、大学等)を超高速回線で結ぶ研究ネットワークであり、つくばWAN推進会議により参加機関の総意に基づき決定がなされるため、競争を許さないことから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	110,880,000	非公表	-	つくばWAN回線提供サービスは、筑波研究学園都市の研究機関(研究所、大学等)を結ぶ研究ネットワークである。ネットワークの運営管理は、つくばWAN推進会議にて決定された(財)国際科学振興財団が行っており、当該契約先以外に契約の相手方が存在しないため。	19	
放送協会受信料(日本放送協会)	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.3.24	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	3,513,620	非公表	-	放送法32条1項では、日本放送協会の放送を受信できる設備を設置した者に対し、同協会との受信契約の締結を義務づけており、当該契約の相手方は他に存在しないため。	1	

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報掲載	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.4.1	茨城県官報販売所 茨城県水戸市南町2-6-37	官報の印刷であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	19,887,000	非公表	-	官報に掲載する手続きは、独立行政法人国立印刷局(窓口として各都道府県の官報販売所)が行っており、当該契約先以外に契約の相手先が存在しないため。	6	単価契約
ごみ処理料金(日本科学未来館管路収集分)	契約担当職 臨海副都心研究業務推進部長 山川 浩一 (東京都江東区青海2-3-26)	H23.4.1	独立行政法人科学技術振興機構日本科学未来館 東京都江東区青海2-3-6	契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	3,865,383	非公表	-	臨海副都心センターの可燃ゴミの処理は、隣接する施設に設置してあるゴミ収集輸送機及びゴミ収集管路を共同利用しているものであり、その施設から料金收受業務の委託を受けた当該契約相手先に特定されることから、競争を許さないため。	1	単価契約
つくばセンター—一般廃棄物処分作業	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.4.1	つくば市市民環境部クリーンセンター 茨城県つくば市水守2339	契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	7,498,080	非公表	-	一般廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村がこれを実施することから、競争を許さないため。	1	単価契約
跡津川地殻歪計建物賃借及び保守管理	契約担当職 第七研究業務推進室長 竹原 淳一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.4.1	神岡鉱業(株) 岐阜県飛騨市神岡町鹿間1-1	当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,398,600	非公表	-	跡津川断層の活動状態を監視する目的で、岐阜県飛騨市神岡町の神岡鉱山内に地殻歪計や水位計を設置している。その観測は、平成9年より実施しており、観測データを現地収録しているため、収録装置の設置場所が必要である。神岡鉱山内に設置してある地殻歪計、地震計の保守管理及び観測器材設置のための建物の賃借を行うには鉱山管理者である当該契約相手先以外には存在しないため。	5	
平成23年度九州センター土地借料	契約担当職 九州研究業務推進室長 巽 一 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H23.4.1	佐賀県 佐賀市内1丁目1-59	当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	25,560,000	非公表	-	本件の九州センター用地は、敷地面積、地盤等の基本条件並びに、大学、試験研究機関、行政機関、産業界との連絡が容易であることなどを基準とした「九州工業試験所用地選定基準」に基づき、昭和39年に現在の佐賀県鳥栖市への設置が工業技術院で決定された。現在当センターにおいては高い産業集積がある半導体産業や自動車産業の生産現場において発生する課題の技術的解決に強いニーズがある地域特性を活かして、生産技術分野に重点を置いた研究を実施しており、その立地条件を活かしたイノベーションハブとして機能および継続的な研究開発の必要性から引き続き当該用地を借り上げる必要がある。	5	

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
Spring-8施設利用料	契約担当職 関西研究業務推進部長 矢島 照清 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H23.4.1	(財)高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1	当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	8,347,025	非公表	-	次世代自動車用高性能蓄電池基盤技術の研究開発を遂行するにあたっては、放射光施設を利用した解析結果を得ることが必要不可欠である。当該放射光施設(Spring-8)は、8Gevの高エネルギー加速器を有する国内において唯一の施設であり、利用施設が特定されるため。	5	単価契約
顧問料	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.4.1	第一芙蓉法律事務所 東京都中央区築地4-7-1	研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要がある。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,260,000	非公表	-	本件は、労使関係等の業務に不可欠な法律顧問に係る業務であり、訴訟対応や法律相談業務においては継続的に実施する必要がある。	19	
顧問料	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.4.1	菊地総合法律事務所 東京都中央区日本橋室町2-2-1	研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要がある。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,260,000	非公表	-	本件は、売買契約や一般民事等の業務に不可欠な法律顧問に係る業務であり、訴訟対応や法律相談業務においては継続的に実施する必要がある。	19	
顧問料	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.4.1	レックスウェル法律特許事務所 東京都渋谷区代々木1-16-4	研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要がある。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,260,000	非公表	-	本件は、国際契約等の業務に不可欠な法律顧問に係る業務であり、訴訟対応や法律相談業務においては継続的に実施する必要がある。	19	
顧問料	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.4.1	光和総合法律事務所 東京都港区赤坂4-7-15	研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要がある。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,260,000	非公表	-	本件は、共同研究等産学官連携等の業務に不可欠な法律顧問に係る業務であり、訴訟対応や法律相談業務においては継続的に実施する必要がある。	19	
電気需給契約(瀬戸サイト)	中部センター (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98)	H23.4.1	中部電力(株) 愛知県名古屋市東区東新町1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	2,042,897	非公表	-	契約電力50kW未満であり、電力自由化の対象外であるため。	8	
電気需給契約(四国センター)	四国センター (香川県高松市林町2217-14)	H23.4.1	四国電力(株) 香川県高松市丸の内2-5	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	17,981,660	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス需給契約(北海道センター)	契約担当職 北海道研究業務推進室長 根本 輝利 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H23.4.1	北海道ガス(株) 北海道札幌市中央区大通西7-3-1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	32,245,065	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	
ガス需給契約(東北センター)	契約担当職 東北研究業務推進室長 富樫 猛 (宮城県仙台市宮城野区苦竹4-2-1)	H23.4.1	仙台市ガス局 宮城県仙台市宮城野区幸町5-13-1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	6,165,615	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	
ガス需給契約(つくばセンター)	産業技術総合研究所 理事長 野間口 有 (東京都千代田区霞が関1-3-1)	H23.4.1	筑波学園ガス(株) 茨城県つくば市大字金田1917	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	400,397,556	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	
ガス需給契約(臨海センター)	産業技術総合研究所 理事長 野間口 有 (東京都千代田区霞が関1-3-1)	H23.4.1	東京ガス(株) 東京都港区海岸1-5-20	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	10,197,838	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	
ガス需給契約(中部センター)	契約担当職 中部研究業務推進部長 中島 義昭 (愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-98)	H23.4.1	東邦瓦斯(株) 愛知県名古屋守山区桜田町19-18	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	7,148,040	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	
ガス需給契約(関西センター)	契約担当職 関西研究業務推進部長 矢島 照清 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H23.4.1	大阪ガス(株) 大阪府大阪市中央区平野町4-1-2	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	60,650,145	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	
ガス需給契約(四国センター)	契約担当職 四国研究業務推進室長 林 国貴 (香川県高松市林町2217-14)	H23.4.1	四国ガス(株) 香川県高松市松福町1-3-8	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	5,669,578	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	
水道料(北海道センター)	契約担当職 北海道研究業務推進室長 根本 輝利 (北海道札幌市豊平区月寒東2条17-2-1)	H23.4.1	札幌市水道事業管理者 北海道札幌市豊平区豊平6条3-2-1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	5,294,463	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	
水道料(東北センター)	契約担当職 東北研究業務推進室長 富樫 猛 (宮城県仙台市宮城野区苦竹4-2-1)	H23.4.1	仙台市水道局 宮城県仙台市太白区南大野田29-1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	2,855,579	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一者であるため。	8	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料(つくばセンター)	産業技術総合研究所 理事長 野間口 有 (東京都千代田区霞が関1-3-1)	H23.4.1	つくば水道部 茨城県つくば市苅間 2530-2	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	281,660,495	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一人であるため。	8	
水道料(臨海センター)	産業技術総合研究所 理事長 野間口 有 (東京都千代田区霞が関1-3-1)	H23.4.1	東京都水道局 東京都新宿区西新宿 2-8-1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	13,643,670	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一人であるため。	8	
水道料(中部センター)	契約担当職 中部研究業務推進部長 中島 義昭 (愛知県名古屋守山区 下志段味穴ヶ洞2266-98)	H23.4.1	名古屋市上下水道局 愛知県名古屋市中区 三の丸3-1-1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	10,943,468	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一人であるため。	8	
水道料(関西センター)	契約担当職 関西研究業務推進部長 矢島 照清 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H23.4.1	池田市水道部 大阪府池田市菅原町 6-10	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	41,644,017	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一人であるため。	8	
水道料(尼崎支所)	契約担当職 関西研究業務推進部長 矢島 照清 (大阪府池田市緑丘1-8-31)	H23.4.1	尼崎市水道局 兵庫県尼崎市東七松 町2-4-16	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	2,235,654	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一人であるため。	8	
水道料(中国センター)	契約担当職 中国研究業務推進室長 山田 実 (広島県東広島市鏡山3-11-32)	H23.4.1	東広島水道局 広島県東広島市西条 中央2-5-18	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	2,599,636	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一人であるため。	8	
水道料(九州センター)	契約担当職 九州研究業務推進室長 巽 一 (佐賀県鳥栖市宿町807-1)	H23.4.1	鳥栖市 佐賀県鳥栖市宿町 1118	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,615,503	非公表	-	供給を行うことが可能な業者が一人であるため。	8	
後納郵便料	契約担当職 調達室長 小林 勝則 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.4.1	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が 関1-3-2	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの)であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	21,609,926	非公表	-	民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)の施行後、一般信書便事業者として総務大臣の許可を受けた事業者がないことから、料金後納郵便契約を行える者が郵便事業(株)しか存在しないため。	9	単価契約

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
セミコン・ジャパン2011出展小間料	契約担当職 第二研究業務推進部長 伊東 一明 (茨城県つくば市梅園1-1-1)	H23.6.7	(有)セミ・ジャパン(SEMIジャパン) 東京都千代田区九段南4-7-15	当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	2,835,000	非公表	-	セミコンジャパン2011は主催イベント事務局が有限会社セミ・ジャパンである。出展申込み先は同社のみであり、当該契約先外に存在しないため。	5	
第2白嶺丸運航委託	契約担当職 第七研究業務推進室長 竹原 淳一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.6.24	海洋技術開発(株) 東京都中央区東日本橋3-6-17	当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	32,808,300	非公表	-	本件は、深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」を利用して海洋地質調査を実施するものである。その運航にあたっては、第2白嶺丸の所有者から当該契約相事先に委託されていることから、競争を許さないため。	5	
第2白嶺丸定期傭船	契約担当職 第七研究業務推進室長 竹原 淳一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.6.24	海洋技術開発(株) 東京都中央区東日本橋3-6-17	当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	80,442,600	非公表	-	本件は、深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」を利用して海洋地質調査を実施するものであり、国内には他に同様の調査ができる専用船がないことから、競争を許さないため。	5	
第2白嶺丸基地賃貸借	契約担当職 第七研究業務推進室長 竹原 淳一 (茨城県つくば市東1-1-1)	H23.6.24	海洋技術開発(株) 東京都中央区東日本橋3-6-17	当該場所で行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。	非公表	1,311,450	非公表	-	本件は、深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」を利用して海洋地質調査を実施するものである。その運航にあたって必要な基地の管理は、第2白嶺丸の基地の所有者から当該契約相事先に委託されていることから、競争を許さないため。	5	